

第3回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 会議録要旨

開催日時	平成28年3月30日(水) 午前10時～11時45分
開催場所	泉佐野市役所4階 庁議室
案件	(1)意識調査結果について (2)男女共同参画推進条例(仮称)について (3)その他
委員出席者	神藤会長 立山副会長 岡田委員 藤里委員 松浪委員 川崎委員 赤井委員 中井委員 東谷委員 村田委員 岡野委員 松山委員 井岡委員 沖西委員 細見委員
事務局出席者 (人権推進課)	奥田人権推進担当理事 南人権推進担当参事 辻課長代理 殿元主幹 木ノ元主幹
傍聴人数	0人

1 開会

2 会長挨拶

○議事

【会長】

それでは、早速ですけれども泉佐野市民の人権に関する意識調査、資料4をご用意いただきまして、事務局より説明していただきます。お願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】

ただいま事務局より市民意識調査の概要について報告をしていただきましたが、何かこの件につきましてご質問ありませんか。

【委員】

今回20年ぶりに意識調査をされたのですが、前回と比べてとか府民調査と比べてとか、ここが変わっているなということピックアップしていただければありがたいです。

【事務局】

同和問題につきましてはほぼ前回と同じような数字になっているのかなと思います。同和問題については人権啓発が進んでいなかった。人権啓発事業についての認知度がかなり低い。20年前に比べるとかなり低くなってしまっています。今後の人権啓発事業の進め方につい

て検討していかないといけないのですが、神藤先生及び友永先生にご指摘していただいた中で今後の課題として20歳代から30歳代の若い世代の啓発が不十分なのかなど。今回調査したいろんな人権問題についての認知度が低く、市の施策についても認知度が低いということで、この若い世代についていかに啓発事業に参加していただくかということが課題なのかなど。それと学校における人権教育も重要であるのではないかと指摘されています。それと市の人権機関とか人権啓発事業について市民にもっと知ってもらう方法を検討していかないとだめなのかなどということで、例えば泉佐野市差別撤廃条例、これにつきましてはかなり認知度が低いという結果も出ておりますし、これ以外の府とかの条例も認知度がかなり下がっているということで、これをいかに広報していくかというのを、今後はそういった部分を考慮しながら有効な事業を進めていきたいと思っております。

【会 長】

若干付け加えさせてもらいますと回収率そのものが低下しているんです。20年ぶりの調査ということで色々と事務局の方でご苦労されておりました。回収率が20年前に比べたら15～16%低下している。前の時は2回目3回目と回収が届いてない分について催促した。今回はそれをするだけのお金がないというか、郵送料が高くつくということで一回きりで戻ってきた分ということになっているので、若干低下した分値引きして考えてもらったと思います。同じように5年ぶりに大阪府が意識調査しているのですが、今年分15年前に比べたら18%低下しております。うちは20年ぶりにやると16%ぐらい低下。同じような傾向だと思うんですけども。府民市民全体に人権問題に関する意識が低下している傾向があるのではないかと思います。それがどこからきているのか。

世の中の多様化というか複雑化してくる中でご家庭に届く色々な情報物に対応しきれないとか、そういうふうな社会の変化に影響されているのかなというようにあるんですけども。そのことの分析などは考えておりませんが、皆さん方でどうしたらいいのか出していただきたい。

話ありましたが、若年層の意識の低下。20代、30代の人たちの回答率の低下。それは泉佐野市も大阪府も同じ傾向にあったように思います。大きく20年前と比べて男女共同参画社会に関する、家事とか育児について分担していく、協力していくという考え方、一方では昔ながらの家事育児は女性の仕事やという考え方が従来より続いてきた。前の時、分担協力していくのがいいという考え方20%あったかなかったかぐらいです。それが今回の場合80%の人が分担協力していく方がいいという方向のアンケート結果が出ているんです。そういったあたりでかなり意識が大きく進んでいるのかなと思うんですけども、それは意識としてそうかもしれないですけど、実際の行いはどうなのかというあたりの裏付けになりそうな別のデータがあったと思いますが、関連したデータをみた時、実際はそこまでまだやってないのかなという感じが残りました。今思い出せるところはそういうところなんです。

私なりに特に感じた部分を147ページから後の方に入れていきますので目を通していただければと思います。友永先生が大変詳しく分析して下さっているので助かります。

私の文章の中で友永先生が大阪府の2000年と2005年、2010年のこの3回の意

識調査の分析を別途本に出したのがあるんです。その中で特に部落問題に関する記述があってそれを要約した形で失礼だと思いましたが、友永先生に許可をもらって私の文章の中に取り入れさせていただいていますので、ご参考にしていただければと思います。部落問題についての正しい認識ができているか、大阪府の意識調査の中で不安な材料がたくさんあると思います。10項目ほどあげていますが、それと同じようなことが泉佐野市の場合もやっばりです。特に巻末の方に138ページからの自由記述で部落問題についての正しくない意識がたくさん記述されていたことが強く印象に残っています。いわゆる「部落分散論」あるいは「寝た子を起こすな」とか、「教えるから部落差別がいつまでも残っているんや」とか「みんな村を出て行って住んだら部落差別がなくなるのではないか」、それから「被差別部落の人は税金とか事業とかいろんなことで私達より優遇されている」とか。もう2002年に終わったはずの話ですが、今も引きずっている。そんなあたりをまだまだこれからの啓発活動の重要性というようなことを感じているところがあります。

他に何かございませんか。

【委員】

若い人の人権意識が低いというのは、具体的にどういう設問でそういう結果がでてるんですか。

【会長】

回収率が、アンケート調査を送ったけれども、戻ってくるのが10%代とか非常に低いですよね。高齢者になると20%代。

【委員】

平均で30%ですか。

【会長】

そういうようなデータがあったと思います。それは泉佐野市も大阪府も同じような傾向だったと思います。

【委員】

若い者が選挙に行かないのと同じようにとらえられると思うんですけど。みなさんにお聞きしたいのですが、若い人はこんな当たり前になっているのでは。と言いますのは、私に息子がいて、「お父さんいま何しているの?」「こんな委員になったんや」「それは何をしているんや?」「男も女も平等や」「それは当たり前や」と。

私達の年代だとやっばり男女どうのこうのというが、今の子は小学校からそういう教育受けているので今さら何を言っているのかという感覚なのですかね。今の若い子は?

【会長】

学校教育、特に泉佐野市は割と熱心にご指導されておりますのでそういう意識が他の市町村に比べて低いとか、そういう比べたものはないんですけども、感覚的にはよくなされておると思います。平等や自由とかそういう意識、基礎的なことは十分育っているのかなと思います。だから意識調査もわかりきっているとかあるかもわかりませんね。

【委員】

差別問題って言うのは、物とかお金をそういうものを継ぎ足してあげないと差別がなくなるという考え方の人がまだ世の中にいる。そういうことを丁寧にやらないと、例えば部落差別をとっても最初は物的な物と精神的なものとの考え方で分けて考えていたんですが、教育の部分が進まなかって、物を作る・与えるということが優先された同和対策事業ってというのは、頭のどこかに残っているし、「まだ同和のことをやっている」「同和の人はいい目をしている」という意見もある。

そういうことを書かれた事もありますし、差別っていうのは例えば女性問題で差別を議論するのは家族でも出来るわけですよね。一番感じるのは女性の中できついなと思ったのはやっぱり女やから差別されるというわけではないが、国の施策でも女性差別あると思う。ひとり親家庭と母子家庭、全然意味が違いますが、それは物もあるし精神的に苦痛を感じているということもあるし、子ども三人かかえて母子家庭になったら生きていきにくいですよ。そういうときは国も人間も応援してあげないと、というのがでてくる。

そこらへん差別の捉え方で障害者の差別をなくす法律を4月1日からやってくれるのですが、泉佐野やったら部落差別をはじめあらゆる差別、すなわち在日であるとか女性であるとか、障害者であるとかというような人ももう泉佐野には条例があるわけです。また国が作ってきた。泉佐野には障害者と身障者とあるんですよ。意味わからないでしょ？ 身障者相談っていうのもあるのです。障害者相談というのもあるのです。意味わかりますか？ 市役所で何十年とやっていると思います。こういうふうに対処のことがわからない。障害者であって身障者であるので違う相談をやっているのかなと思って。泉佐野市に相談所が2か所あるのです。母子家庭の差別されていることが、母子家庭の人たちが市役所に来た時に何か不利益になることがはっきりしたらわかるのですが、なかなかわからない。母子家庭の人が仕事に行くこと、子どもを育てること、教育すること、どこかで不利益を被っているからまだまだあるんです。それを女性の方はがんばって必至で自分の命を犠牲にして子どもを育てている。

部落差別の場合は国が作った差別ですのでなんとか考えてなんとかせなあかん。未だに残っている。資料出ていますが、アパルトヘイトだけじゃなくて地名総鑑っていうのも何十年前に発行して差別事件として朝日新聞で取り上げられた。こういうことを商売にしようとしている。女性を差別することを商売にする人はなかなか思いつかない。差別はお金も大切やけど、心の問題というのもたくさん比率があると思う。友達を信じたら友達は少しぐらい差別していても一回だけで終わるやろ。その友達は続けてやらないやろと思うからすぐ許してくれると思うんです。一杯飲みながらしゃべるときは。ところがずっと差別されたら友達でも腹立つけども、友だちやったら、「このあいだあんなこと言ってたけどおかしいんちゃうか」「おれも家に帰って考えてみたらえらいことやったと思った。言わないといけないと思って

たんや。」と言って解消できていってると思うんです。中途半端に障害者差別、部落差別と女性差別とガチャとしたらあかん。それぞれの分は嫌なことはどこかに残っていると思うんで、その部分を摘出して例えばこういうような審議会が泉佐野市民の全部のことをここで事務局としてやってもらえたらいいなと思うけど。障害者差別はここは全く関係ないというか・・・。

【会 長】

ここは全部の差別問題を扱っている。

【委 員】

4月1日から泉佐野が実施しようと言っているのに今日の会議でも案件に出てきませんやんか。でも市報には載っていますよ。もう少しちゃんとしていかないと部落差別ばかりやっているとされますよ、今度は。もし差別されたら障害者差別されたらどこに訴えたらいいのですか。私はたぶんこやと思っていました。ところが役所の人は差別かどうかを責任とってもらうところが「役所で起こった問題以外は役所は責任ないです」といわれて、「じゃあ泣き寝入りですか」と言った。ここには全く届いていない。やっぱり言葉でも差別用語を未だに使う人がいるので深くはないと思うけどあることはある。「障害者の差別とは何か」って定義しようと思ってもこれも出来ないと思う。いかに心の中の部分があって話をするのがもっと気楽に出来るような関係の部分と行政が責任を持ってお金で修正していくこととを2つを両輪でやっていかないと。もしお金だけでやっていったら、また心の中の部分が残っていくんじゃないかな。わたしは特にずっと前からこの会議はありますが、障害者の差別って何やろな。手がないと言われたら差別になるのか。義足つけていたらそれは何でつけているのかと言われたら差別になるのか。しかし本人は言われたくないことを言われてるから嫌やと思っているけど、相手は何で差別になるのか、嫌な気持ちだけで喧嘩を始めてもいいのかというのがあって。何十年も差別のことを泉佐野ではやってきているのでもう少しわかりやすくもうちょっとやっていったらいいのにとします。

市役所の中でも障害者差別は福祉課でやって、部落差別は市長直轄でやるわというのがあって。ちょっとややこしいなと。先生方の意見も取り入れて下さい。

【会 長】

あらゆる差別に関することの相談の集約は人権推進課でやってくれているんですね。

【事務局】

4月1日から障害者差別解消法が施行されます。市としましては行政の方あるいは民間施設等例えばレストランとかホテルとかで障害のある方あるいは妊婦さんが何かしらの意思表示をされたにもかかわらず、合理的な配慮を対応しなかった場合、民間の場合は努力義務ということで、行政の場合はケアをできるだけしっかりしなさいということになっています。その法律に対応するために市としましては障害福祉総務課をはじめ、人権推進課、人事課、子どもさんの課題もあるので子育て支援課、学校教育課、教育委員会にも入っていただきま

してさまざまな観点から職員が合理的配慮の視点をなくさないようにということで4月1日以降、今でもそうですが現実もやっていますが、例えば待合の方の椅子を用意するとか当然の事ですし、いろんな方の話のペースにあわせてゆっくりとお話させていただきますとか、筆談で対応させていただきますとかさまざまな配慮が必要となってくると思います。その時に職員が十分に対応が出来なかった場合、合理的配慮に欠けていると指摘された場合、まずは窓口現課、国保年金課なり市民課なりその窓口の所属長がすみやかに職員の配慮の様子を確認とる。次は人権推進課はじめ人事課等が職員対応要領に基づいて第三者的に失礼にあたっているとか、迅速な対応ができていないかどうかというのをかかわってしっかりと対応していくことがまともなままです。ご指摘のようにわかりやすくせつかく相談体制等もつくっているにもかかわらず市民の方々にお伝えできていないのが、3月の市報では障害者差別解消法が施行されますということだけのインフォメーションで留めていますけれども。対応事例、民間で起こった場合どこに相談していただくか、基幹支援センターもごさいますし民間の相談機関に委託しておりますのでそういったことを子どもさんにも皆様にわかっただけのような広報の工夫をしていかないといけないと思っております。貴重なご指摘ありがとうございます。このことも含めて4月以降もしっかり対応していきたいと思っております。

【委員】

今日の審議会には関係ないのですが、今お話しになった通りですけど、現実には担当している課が職員に徹底されていない場合が多いです。本当に多いです。同じ課やのに市報に載っていたことで私が行ったらちんぷんかんぷんで。市民協働課の提案とか職員のところで、自分のところが市報に載せているのなら職員に徹底してくださいよと。しているつもりですけども。一生懸命やっているけれども、なかなか何もかも徹底するのは大変なことです。まあいいかげんな職員もおるでしょう。それでは市民が困りますのでより徹底していただけるようお願いいたします。

【委員】

今日、今言っていることが市民課であったんです。駐車場停めた時に知ってたから「こんな言われて腹が立った。怒鳴った。」というので、誰か聞いたら誰々というから。ものすごく怒っていた。「わからないから聞きに来たのに、ここがこんなやないか」、もう一人に聞いたら「ここがこうや」とこんなものの言い方するからと怒ってました。たぶん今窓口は契約社員ばかりで徹底してない。

【委員】

それは一階の窓口？

【委員】

そうです。委託やから。

【会 長】

係の人で分からない場合後ろのよく詳しい人で対応してもらっている場合が多いのですが。

【委 員】

民生委員と言ったら課長がとんできた。

【会 長】

また役所の連絡会があった時にでも。
他に意識調査の件ではありませんか？

【委 員】

提案なのですが、次回いつするかわかりませんが、特に若い子は郵送ではなくてネットでも答えられるように選択肢増やしたら。

【会 長】

そういう時代ですね。

【委 員】

若い子の比率が少ないというのは、学校で色んなことを教えてもらってだんだん意識が、「差別自体そんなあるんか」という感覚で、例えばアンケート送っても、「関係ないよ。そんないつまでも。」という感覚で出してこないのか。というのは、40代50代の人が多いのは未だに差別が残っているからだと思います。若い子はすでに学校などでいろんなこと教えられて「差別したらあかん」「私らも差別しない」という意識の中でたまたまアンケート送ってきたところで、「今頃何言うてんねん。私らには関係ないよ。」と思って出してこないのか。そのあたりどうでしょうか。

【会 長】

そういう人もいてるでしょうけど、それをさらに突っ込んで質問した場合それほど意識が高いというデータがあまりででこないように聞いている。

【委 員】

いろんな問題が出ている中で人権擁護審議会は年に何回しますの？

【会 長】

年2回かな？

【委 員】

2回では意味がない。本来はもっと何回もやって話し合いをしてわかる。あらゆる差別を

なくすために年1回や年2回はありえないと思う。

【会 長】

この会は人権問題に関する基本的な市政のあり方を問われて審議して下さいという会で。具体的な個々については日常的な窓口があり、先ほどのような話が人権推進課に集約されて人権相談の窓口がありますのでそのあたりで対応されていくと思います。

【委 員】

障害者の相談が2つあるってというようなことをきくと、どこ行っていいかわからないということはすでにそういうところがある。自分らはそんなん関係ないよ、相談はここでうけてくれ、と言われたところで……。確かに民生委員でいろんな相談を受けることもあります。特に今ひとり親が増えて母子家庭の、しょっちゅうはんこを押してというのがある。なんでこんなに多いのかなと思います。母子家庭の証明してというのが。

【事務局】

審議会というのは市長の諮問を受けて審議会を開いて決定していくということなので何もなくても年1回か2回は開催させてもらっています。それでは進まないということですので、もし調査検討委員会等何か下部組織のようなもので動きやすい委員会をつくって検討していくという方向で、一度考えさせていただいて、もっと動きやすい部会的なもの、検討委員会でもいいので何かそういうものを考えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【委 員】

あらゆる差別をなくすって書いているのでそこら辺を考えてやって下さい。

【会 長】

他に何かありませんか？

【委 員】

現場で起こった事を大きな会議に出すということはその対象になった職員は苦しむと思うので言いたくない。職員なので尊重していきたいんですけど、私も辛抱しきれず言うてるわけです。この中でうちの介助している人が「こういう障害者差別を受けたらどこに言いに行ったらいいのですか？」ときくと「どこも言いに行くところがない」と言われた。挙句の果てには「泣き寝入りですか？」という質問に対して「そうです」って言われて。どうなっているのかと思って、毎日たまらんです。同じことを他の課に行ってもしやべってますよ。「泣き寝入りですか？」って言うたら、「そういう事言わないでうちの係員でも係長にでも相談してほしい」と言うくらいの言葉のあやというか、あればこの話できないと思うけど。「泣き寝入りですか？」「はいそうです。」と言われたらその時の会議ももう終わりです。わかりますか、その気持ち。

【委員】

議会の方でも人権研修はやっています。職員はやっているのですか？ どの単位で？

【事務局】

各課単位で。

【委員】

各課単位で、そう言う中でそういう事を研修を通じて直すようにやっていく形ではどうなんでしょうかね。

【委員】

それはやってくれていると思いますので、別にどうこうない。元々障害者差別をなくすことを目的とした、作るということも国もおかしいんです。元々したらあかん。福祉六法の中に身体障害者の扶助というのがあってそこにはそんなことあかんと書いている。今更どういう事かなと思ったり、あるいは身体障害者の障害の「害」という字をひらがなにしてどういう意味があるのかなと。大阪市であいりん地区という名称ありますけど、名称変えたら差別なくなるかなと思って何回も変えていますが、差別だけは残ってます。西成のあいりん地区に私も調査に入ったことありますけれども。きれいごとではなくて。段々なくしていくということはなくなってきたから差別発言はなくなってきている。委員さんが言われているように「そんなん今更ないで」という時代になってきてるので、減ってると思います。私のところの子どもでも一昨日の朝日新聞の記事を「まだこんなこと言っている商売人がいて、金もうけしようとしてるのかな」といって渡したら「こんなこと未だに言っているのかな」と言っていました。だから少なくなっているのは事実だと思いますけど。

【委員】

アンケートに関連したことですが、高齢者の人権の尊重なのですが、尊重されているのかどうか、アンケートで40代30代、それから50代の年代の方は尊重されていると。率が高い。実際に高齢者がどう考えているのかって言うことになると低い気がする。高齢化の時代になり、高齢者に対する人権がかなり今マスコミ等で問題になっていまして、将来的には10年後には4人に1人は認知症、あるいは軽度の認知症といわれているんですよ。今後高齢者に対する人権、こういう問題について大事ではないかなと思います。これもアンケートの結果ですね。今後重点的に高齢者の方に対する施設等もあるのですが、そういうところの人権もお願いしたいなという要望も入れます。

【会長】

大阪府の意識調査の中でも高齢者、子どもの人権に関する声が強いようですね。高齢者や子どもが市民府民の皆さんの周りに数多く居らっしゃるから、情報が日常的に入ってくるか

ら感心が高いという見方もある。それにしても高い感心度というのは他の人権課題に比べては多く出てます。出てないところはどうでもいいのかということではない。マスコミの情報量とか世間の情報量などにも左右されますから、声が少ないからこそ大事にしていけないといけない。高齢者や子どもの人権に目をむけている府民市民が多いようです。参考にさせていただきます。

他にございませんか。

【委員】

実際にアンケート各年齢層ごとに何人に対してこういうふうな20代なら83人、何人中83人とかそういうのはわかりませんか。

【会長】

年代別の人数は基本的には・・・。

【委員】

郵送した人数。20代に何人郵送して83人返ってきたとか。どこかに出てますか。

【事務局】

ここには出ません。一応3000人の方ということで中学校区で各年代同じ人数の方に送ってます。

【事務局】

4ページご覧いただけますか。左側の下ですが、例えば70代以上の方でしたら全体で27.2%、60代で20%、50代17.9%、40代13.9%、30代11.6%、20代9%という形でやはり年齢が上がるにつれ回収率が高くなっています。

【事務局】

多分20歳代30歳代とか40歳代で同数で送っていますので、各年代500になると思っています。それを男女別250で中学校区に振り分けたということです。

【会長】

他よろしいでしょうか。

【事務局】

各ジャンルの中で細かい設問がありますが、例えば男女共同参画の年齢層におけるものでしたら、15ページをご覧ください。それぞれの設問項目の中で右の15ページなのですが、「20代では・・・」「30代では・・・」ということで各ジャンルに応じて年齢層ごとにそれぞれのページの中で散りばめた形で分析ができています。個々のジャンルにおきましてはそ

れぞれ分析をご説明する形なのですが、4月以降の事業におきまして詳細の方を周知する、皆様と一緒に学習する機会を事業を通じてもっていきたいと思いますのでご了承の方よろしくお願いいたします。

【会 長】

よろしいでしょうか。後また詳細に見ていただいているいろいろ疑問等がありましたらご遠慮なく人権推進課へお問い合わせいただきたいと思います。

それでは議案2番目、男女共同参画推進条例(仮称)ですがこれについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】(資料に基づき説明)

【会 長】

ただいま泉佐野市男女共同参画推進条例(仮称)案を提示していただきました。ただいまの説明について何かご質問はございませんか。

【委 員】

以前いただいた仮の案と多少違うのですが。検討されてそうなったと思うのですが、削除されたのは何故削除したかお聞きしたい。基本理念、以前いただいたのは性別だけでなく性同一性障害という文字があったんですけども今回それが抜けている。

【事務局】

その部分につきましてはまず条例というのはこれから未来永劫を市が指し示す方向の基本理念となっております。LGBTの理念につきましてはもちろん泉佐野市におきましても啓発等進めていくところではありますが、実際のところ具体的な取り組みはまだ未知数の形になっています。その部分につきましてはのちの第3次の行動計画等の方で進めていくという形を。またかかわりの中であらゆる差別をなくす条例の中に含まれる1つの大きなジャンルとなっております。

男女共同参画につきましても部落差別等撤廃条例のひとつのジャンルになっている。そういった中で小さい親亀のその下の子亀の部分の男女共同参画の部分がやっと条例として独立というか新たな条例をつくることができた。LGBTの問題を男女共同参画の中に含めるといふより、独立した人権課題の1つとしてとらえています。包括する意味合いで表現内容を変えさせていただきました。

【委 員】

もうひとつ、定義のところで「積極的格差改善措置」が今回ぬけていますが。

【事務局】

積極的改善措置につきましては、「それを以下、積極的改善措置という。」としていました。ただ総務課の方の専門的な知識の中の指導いただいた中でそれに続く各条文の中でそれを略称する必要はないのではないかというご指摘をいただいた中で今回変更したということです。

【委員】

後ろにありますもんね。わかりました。

【会長】

他にございませんか。

【事務局】

その関係でもう一点だけ補足させて下さい。まずパブリックコメントの時には第7条で教育関係者の責務を別途設けていました。今回第7条を変更しておりますのは、その前にある市民団体の責務と教育関係者の責務の内容が酷似していましたのでそこに統括するべきであるという指導のもと、今回、第5条のところで「市民、市民団体及び教育関係者の責務」ということで含めているかたちに変更しております。

【会長】

他に何かございませんか。資料2の基本理念9項目あがっていますが、この件についてよろしいでしょうか。資料3の（仮称）条例案の修正案全体について、他に補足説明についてよろしいでしょうか。そして終わりの方、名称について候補1、候補2とあがってますが、この点についてご意見ございませんか。流れとしてはこの後市長、副市長、部長等による男女共同参画推進会議の中で最終決定することになっているということでそこへお任せするということがよろしいでしょうか。それから、この件に関しての専門的な部会、この審議会の組織的なものについては7月以降に設定していくということです。最初の意識調査の時でもご意見が出ていましたが、専門的な検討する機関が必要ではないか。委員さんがおっしゃってくれたこれも1つになるのかな。同じ様に他の人権課題についても設定していかないとこの審議会では対応しきれない。それぞれの下部組織的なもので、専門家、人権課題についての専門的な研究なり学識を持っている方、あるいは当事者、行政の代表とか専門的な人達による組織的なものを設定して相談、協議、助言していただく。そういうのが今後設定していただければと思います。

【委員】

検討委員会が3回開かれてこういう案になったということで、泉佐野市男女共同参画推進条例（仮称）なのですが、推進条例を作ろうとなったのはトップバッターではなく、割と後ろの方ではあったのですが、遅く条例を作るからには現代的課題も入れてやっていただいて、性的少数者の問題とか入れていない自治体もありますのでそういう点ではかなり内容的に現状をいれてやられたものだと思います。

それとパブリックコメントで意見が110件以上あったということは、あまり各自治体でこういう大きな件数があったというのは聞いておりません。これも策定過程で市民参加を事務局一生懸命やっただいて、皆様方にもご協力いただいてパブリックコメントが100件以上あったということは自慢してもいいことじゃないかなと思います。これからということなのですが、第17条で相談及び支援というのがあって、相談窓口が上手くPR出来てないのではないかとということがありまして、私も興味深く聞いていました。もしこの第17条で相談及び支援というのがここに書かれて男女共同参画を人権相談、たぶん各市町村の例をみますと、年間でDVとか児童虐待とか含めると大体300件ぐらいあります。少ないところは100件ぐらいなんですけど。周辺の自治体を見てみますと大きい市では大体年間300件ぐらいその内の半分がDV、児童虐待、人権相談という形になっています。泉佐野市だけでは対応できるということにはならないので、警察とか河内地区とか大阪府とか広域的なネットワークがないととてもじゃないと相談体制が迅速に対応できないというのが現状なんです。相談及び支援、この17条を活かすためには人権擁護の中に男女共同参画のこういう相談体制をしっかりと見ていくという体制を作って、どういう相談があってどういう対処をしたのか、これは1年ごとに報告を受けるという機能的な組織が絶対に必要だと思いますので、ぜひ基本計画をつくる中で相談体制のネットワーク化あるいは充実ということでそういう会議をつくっていただいてこの条例が具体的にまわっていくというイメージを皆様方にも持っていただけたらと思います。非常にすっきりとした条例にまとめていただいていると私は思いました。

【会 長】

他にございませんか。

この件はご承認されたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

【会 長】

それではその他の案件として事務局お願いします。資料5ですか。

【事務局】（差別事象について説明）

【会 長】

続けて同じような内容ですので、「差別事件が問いかけるもの」府連の報告集会があって私が行ってきた資料をコピーしてお配りしております。差別文書大量ばらまき事件ということで、大阪・京都・兵庫2府1県にまたがって1850枚ばらまかれた。その多くは大阪府内ではだいたい河内地方なのですが、民家のポストに放り込まれていた。見るにたえないような差別文書がばらまかれていたということで、警察に訴えたら最終的には侮辱罪という判断。犯罪行為をした人には9900円の過料で終わったということで、やはりこういう差別をなくするための法律の制定が必要であると私も感じております。

次のページは先程委員さんからも少しお話が出ていましたが、昨日の新聞に出ていました

が、部落地名総鑑の1935年に財団法人中央融和事業協会が調査して翌年に発行した全国5360か所の被差別部落の名前がでていいる。聞くところによりますと、その中に被差別部落ではないところも入っていた。比較的貧しい人たちが住んでいる都会の中のある1つの町、地域も含まれていた。そういうのを鳥取ループ・示現舎が発行するというのがインターネットに出た。それを捉えた本部の方がすぐに止めてくれとお願いした。その結果先日新聞によりますと横浜地方裁判所がそれらの出版と販売禁止の仮処分決定されたということです。しかしこれとてもページの左の方に無料で公開すればいいという人もいますが、そういう人達によってインターネットとかそういうところに入れられたら全国はおろか世界中に広まってしまふ。防ぎようがない。やはりこれもあわせて禁止する法律の制定が急がれるのかなと思います。

次にヘイトスピーチの問題ですけれども、右側は岸和田市のある宅建業者住宅販売業者に勤めていた女性がヘイト文章を配布されてそれにめげずに頑張っているという話。また読んでいただいたらと思います。左側は大阪市が1月15日制定、18日施行になりましたヘイトスピーチ禁止条例の話だと思います。これも同じ様に禁止する法律がないからこういうのが横行するというかたちがでてきているわけで、この人達のグループが奈良の被差別部落に対してもヘイトスピーチをやったと聞いております。こうしたほかに障害者差別解消法が4月1日から施行されますが、本当にそれが生きた法律になるようにするために行政はもちろん義務づけられてますので頑張ってくれと思いますが、事業所は努力義務となっておりますのでどこまで努力されるか、やっぱり義務に近づくかたちでの努力をお願いしたいなと思います。私達市民もそのことについて十分理解して日常的生活の中でいかしていかなければならないなと思います。

それから先程も話しましたが、格差拡大社会の中で親の貧困が子どもの貧困に、そしてそんな中から虐待とかいじめの問題、最近よく新聞に出ておりますが、そういう子どもの人権についての課題も大きくでています。そして今日ご審議いただいた男女共同参画推進条例。条例づくりは出来たが中身はさっぱりでは困りますので、やっぱり生きて働く条例にしていけないといけないと思いますし、こういった面についても市民の皆様への啓発活動がかかせないのかなと思います。

もう一つ最後に「戦争は最大の人権侵害である」と言われている中で日本は昔のように戦争できる国、言い方悪いようですが、安全保障に関する法律が施行されています。それに対してあくまでも反対する人たちの多くはいろんな声をあげて、裁判所へ訴えて行くとかいろんなかたちでの動きがあるようです。またそういったことを私達は見えていかなければならないのかなと思っております。

まだこのほかにもいろいろ大阪府が人権意識調査で取り上げた人権課題は15項目ほどあげていました。たくさんの課題がありますし、しかもそれら1つひとつの人権課題が厳しい状況にあるということも合わせて考えていかなければならないのかなと思います。

今日はこれで終わりますが、せっかくの機会ですので皆さんの方で何かございましたら。よろしいでしょうか。

熱心にご審議いただきましてありがとうございます。いくつかの課題も出していただき

ました。それらを人権推進課中心に今後の政策の中に活かしていただければと思います。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。